

社会福祉法人 ふるさとの会
指定通所介護事業所（介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業所）
デイサービスセンターふるさと 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ふるさとの会が開設するデイサービスセンターふるさと（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所介護、及び介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービス（以下「通所型サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者様の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者様の家族様の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 通所型サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者様の心身機能の維持回復を図り、もって利用者様の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 利用者様の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 デイサービスセンター ふるさと
- （2）所在地 京都府京丹後市網野町小浜6 1 3番地2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名以上(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 2名以上(常勤専従1名、常勤兼務1名)

生活相談員は事業所に対する事業の利用の申し込みに係る調整、介護職員等に対する技術指導、通所介護計画の作成等を行う。

(3) 介護職員及び看護職員

介護職員 6名以上(常勤専従4名、常勤兼務1名、非常勤専従1名)

看護職員 4名以上(非常勤専従3名、非常勤兼務1名)

介護職員及び看護職員の職務は、看護職員は利用者様の健康管理及び心身状態の把握を行うこととし、介護職員は入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

(4) 機能訓練指導員 1名以上(非常勤兼務1名)

従業者は、指定通所介護及び通所型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は月曜日～土曜日とする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時までとする。

(指定通所介護及び通所型サービスの利用定員)

第6条 指定通所介護及び通所型サービスの利用定員は次のとおりとする。

1日 20名

(指定通所介護及び通所型サービスの内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護及び通所型サービスの内容は次のとおりとし、指定通所介護及び通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護及び通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

(1) 健康チェック及び簡易な看護処置

(2) 食事の提供及び要介護者への食事介助

(3) 入浴又は清拭の提供並びにその介助

(4) 排泄の介護その他必要な身体の介護

(5) 利用者様及び家族様に対する生活・身上・介護に関する相談・助言

(6) 機能訓練及びレクリエーション(アクティビティの実施)

(7) 送迎

(8) その他日常生活上必要な世話

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護サービスに要した送迎の費用は、片道1,000円を徴収する。

3 利用者様の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、1時間あたり1,000円を徴収する。

4 その他の費用

事業所は前各項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者様から受ける事ができる。

(1) 昼食代（おやつ代含む）	620円
(2) 特別な食事の提供を行った場合	実 費
(3) 理美容代	実 費
(4) おむつ代	実 費
(5) コピー代	10円（1枚当たり）
(6) 郵送料	140円（1月当たり）
(7) 口座振替手数料	実 費

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者様が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者様又はその家族様に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、京丹後市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 生活相談員等は、利用者様に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けってもらうよう留意しなければならない。

2 生活相談員等は、事前に利用者様に対して次の点に留意してもらわなければならない。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。
- (4) 喫煙は、定められた場所以外では行わないこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 生活相談員等は、通所介護等の提供を行っているときに、利用者様に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置

を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年2回の避難・救出等訓練を行う。

2 前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域との連携を深めるため、地域住民の参加が得られるように努めることとする。

(苦情の処理)

第12条 事業所は、提供したサービスに関する利用者様及びその家族様からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者様又はその家族様に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(掲示等)

第13条 事業所は、事業所内の見やすい場所に、この運営規程の概要・職員の勤務体制・協力医療機関・利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、ウェブサイト（法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム）に掲載・公表するものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、利用者様の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる必要な措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ることとする。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備しなければならない。

(3) 事業所において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施しなければならない。

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発

生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行わなければならない。

（個人情報の保護）

第15条 事業所の職員は、利用者様又はその家族様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとし、業務上知り得た利用者様またはその家族様の秘密保持を厳守する。

2 事業所は、事業所の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者様又はその家族様の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。

3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者様に関する情報を提供する場合は、予め文書により利用者様の同意を得ることとする。

（虐待防止に関する事項）

第16条 事業所は利用者様の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じなければならない。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について事業所職員に周知徹底を図る。

（2）虐待防止のための指針の整備をおこなう。

（3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、当事業所職員又は養護者（利用者様の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかにこれを指定権者及び市町村に通報するものとする。

（身体拘束に関する事項）

第17条 事業所は、当該利用者様又は他の利用者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者様の行動を制限する行為

（以下、身体拘束等という）をしてはならない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者様の家族様の同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、業務継続計画という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な

措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 事業所は、全ての直接処遇に関わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとし、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 3 事業所は通所介護及び介護予防通所介護相当サービスに関する記録を整備し、その提供を開始した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年9月18日から施行する。

平成25年4月1日改正。	平成25年11月11日改正。	平成26年4月1日改正。
平成27年4月1日改正。	平成27年8月1日改正。	平成28年4月1日改正。
平成29年4月1日改正。	平成30年4月1日改正。	平成31年2月1日改正。
平成31年4月1日改正。	令和2年4月1日改正。	令和3年8月1日改正。
令和4年4月1日改正。	令和5年4月1日改正。	令和6年4月1日改正。
令和6年10月1日改正。		